

鉄道事業法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案要綱

鉄道事業法等の一部を改正する法律の施行期日は、平成十五年四月一日とすること。

政令第 号

鉄道事業法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、鉄道事業法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第七十七号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

鉄道事業法等の一部を改正する法律の施行期日は、平成十五年四月一日とする。

理由

鉄道事業法等の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。